

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について (4月7日閣議決定)

I 緊急経済対策

- 事業規模 108.2 兆円（財政支出：39.5 兆円）
※リーマンショック後の「経済危機対策」(H21)(事業規模 56.8 兆円(国費 15.4 兆円))を上回る過去最大規模
- 経済対策の 5 本柱

<p><緊急支援フェーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大防止と医療提供体制の整備、治療薬の開発 ② 雇用の維持と事業の継続 	<p><V字回復フェーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 官民を挙げた経済活動の回復 ④ 強靱な経済構造の構築 ⑤ 今後への備え
--	---

II 主な内容

①感染拡大防止と医療提供体制の整備、治療薬の開発

- マスク・消毒液等の確保
- 検査体制を強化、クラスターの早期特定を促進
- 医療提供体制の強化
 - ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」の創設 1,490 億円
(医療機関の体制（病床・人工呼吸器等）及び軽症者等の療養場所等について、各都道府県が柔軟かつ機動的に対応できるよう措置)
 - ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設 10,000 億円
(地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置)
 - ・オンライン診療・服薬指導の拡充
- 治療薬・ワクチンの開発の加速
- 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備
 - ・小学校休業等対応助成金・支援金の延長

②雇用の維持と事業の継続

- 雇用調整助成金のさらなる拡大
 - i) 従業員に企業が払う休業手当に対する助成率の引上げ
賃金相当額のうち【中小企業】2/3→4/5 【大企業】1/2→2/3
※ 1人も解雇を行わない場合は、さらに助成率を引き上げ
【中小企業】9/10 【大企業】3/4
 - ii) 雇用保険被保険者でない非正規雇用者も対象に含める

- 民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資が受けることができる制度の創設
- 中小・小規模事業者等への支援
 - ・「中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））」の創設
（中小企業 最大 200 万円、個人事業主 最大 100 万円） 23,176 億円
 - ・中小企業生産性革命事業について、補助金の特別枠を設定（補助率の引上げ）
- 「生活支援臨時給付金（仮称）」の創設（現金給付 [30 万円/世帯] ） 40,206 億円
- 「子育て世代への臨時特別給付金」の創設
（児童手当を 1 万円加算。ただし、特例給付世帯は対象外） 1,654 億円

③官民を挙げた経済活動の回復

- 「Go To キャンペーン（仮称）」の実施
 - ・観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、官民を挙げた大規模な消費喚起キャンペーンを展開
- 地域経済の活性化
 - ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設【再掲】
（地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置）
10,000 億円
 - ・インバウンド需要の復活に向けた受入環境の整備を推進
 - ・農林水産業における人材確保や機械・設備の導入支援
 - ・国立公園等への誘客・ワーケーションの推進

④強靱な経済構造の構築

- 生産拠点の国内回帰支援等のサプライチェーン対策
 - ・一国依存度が高い製品・部素材について、生産拠点の国内回帰を補助
（中小企業 2/3、大企業 1/2）
 - ・ASEAN 諸国等への生産設備の多元化を補助（中小企業 2/3、大企業 1/2）
- テレワーク・遠隔教育等における ICT 等の活用（環境整備）
 - ・中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援を拡充（上限額を倍増）
 - ・GIGA スクール構想実現の加速
- 公共投資の早期執行による景気下支え

⑤今後への備え

- 「新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）」の創設

税制支援策

①個人向け

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
 - ・税率を1%軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月末まで6か月間延長
- 住宅ローン控除の適用条件となる入居期限を令和3年12月末まで1年延長
- イベント中止に伴うチケット代の払戻しを受けなかった者への寄附金控除の適用

②事業者向け

- 徴収の猶予制度の特例（国税、地方税、社会保険料）
 - ・今年2月以降、1か月間の収入が前年同月比20%以上減少するなど一時に納付が困難な場合には、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予
- 欠損金の繰戻しによる法人税還付の特例対象を中堅企業（資本金1～10億円）に拡大
- 中小事業者等の設備投資税制の拡充
 - ・テレワーク等の設備投資に対し、法人税から投資額の最大10%を税額控除等
- 固定資産税及び都市計画税の軽減措置
 - ・売上高が減少している中小事業者等に対して、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税（令和3年度分）の負担を2分の1又はゼロにする措置等を実施